



No.617
3 分間
税ミナール
令和6年7月10日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

インボイス制度導入で消費税の申告件数が9割増加

国税庁が公表しました令和5年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等についてによりますと、令和5年10月から開始されたインボイス制度の導入に伴い、令和5年分の個人事業者の消費税の申告件数が、197万2千件(対前年比86.9%増)と、前年分から91万7千件、約9割増と大幅に増加したことが分かりました。また、申告納税額についても、6850億円(同9.1%増)となっており、前年分から増加しています。

インボイス制度は、適用税率や消費税額を明記したインボイスが仕入税額控除の際に必要とされる消費税の新しい税額控除方式で、令和5年中にインボイス発行事業者になった申告者は197万6千人で、そのうち期限内の申告者数は約9割に当たる174万4千人でした。また、免税事業者からインボイス発行事業者になった申告者は104万8千人で、そのうち期限内の申告者数は87万5千人おり、全体の申告件数や納税額を押し上げました。

インボイス発行事業者の登録者の中には、令和5年中に申告すべき取引等がないため、消費税の申告義務がない申告者も含まれていますので、インボイス発行事業者のうち消費税の申告義務が基本的にあると考えられる申告者の申告状況を見てみますと、その約94%が期限内に消費税の申告を行っています。例年、課税事業者のうち消費税の申告義務が基本的にあると考えられる申告者の期限内申告は約85~90%で、今回はこれを上回りました。

なお、申告したインボイス発行事業者174万4千人の内訳をみますと、インボイス制度開始前から課税事業者だった申告者が86万9千人で、免税事業者からインボイス発行事業者になった申告者は87万5千人で、このうち、2割特例を適用した申告者数は8割強の73万4千人でした。2割特例とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった申告者を対象に、納付税額を売上に係る消費税額の2割にできる特例です。

国税庁では、制度を周知した一定の効果があつたとする一方で、まだ理解が不十分なケースもあるとして、引き続き周知を図るとしています。

「令和5年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について(国税庁)」(令和6年5月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0024005-100.pdf>

